**はまかん情報ＮＯ２（研修会訂正版）**

**令和６年８月１日**

**退職予定者・６０歳到達者研修会**

**過日７月１７日（水）に横浜市教育会館において「令和６年度退職予定者・６０歳到達者」研修会を開催いたしました。７０名を超えるみなさまにご参加いただき、充実した研修会ができたと思います。ありがとうございました。**

**しかし、参加された方より待遇についてご指摘があり、情報を集めて精査したところ、次の点で間違って説明してしまったことが判りました。お集まりいただいたみなさまにはたいへんご迷惑をおかけしてしまったことを心よりお詫び申し上げます。**

**パワーポイントＰ７上段・下段、リーフレットⅡの１の黒点５つ目**

**（誤表現）**

|  |
| --- |
| **特例任用管理職の待遇について****６０歳到達時の給与の７割に管理職加算と地域手当・管理職手当が加算されます。** |

**（正表現）**

|  |
| --- |
| **特例任用管理職の待遇について****毎月の給与は、６０歳到達時の７割となり、それに地域手当（６０歳時と同様の計算方法）と管理職手当・義務教育等教員特別手当（両方とも６０歳時の７割）が加算されます。****期末・勤勉手当は、給与月額（６０歳時の７割）に支給割合（標準は２．２５月）をかけた額に、管理職加算、職務段階別加算、地域手当が加算されます。（どれも加算率は６０歳前と同様）** |

**パワーポイントＰ３下段、リーフレットⅠの（１）の１の黒点６つ目**

**（誤表現）**

|  |
| --- |
| **暫定再任用管理職の待遇について****校長400700円、副校長328000円に管理職手当と地域手当・管理職加算が加算されます。** |

**（正表現）**

|  |
| --- |
| **暫定再任用管理職の待遇について****長401200円、副校長329300円に管理職手当、地域手当、義務教育等教員特別手当が加算されます。（各手当は６０歳前と同じ）** |